

第 2 編

許可申請等の手続

第1章 許可申請等の手続の流れ

〈解説〉

1 許可申請等の手続

土地の形質の変更や土石の堆積に関する工事を行う場合には、事前に、計画している工事が、法の規制対象規模か、また、許可対象規模かを確認する必要があります。

確認の結果、法の許可申請が必要な場合は、法、省令及び細則の定めのとおり、申請書に必要な書類及び図書を添付して、提出します。

なお、埼玉県では、許可申請手続を円滑に進めるため、許可申請前の事前相談をお願いしています。事前相談において、計画している工事が許可対象規模か、申請書に必要な書類が揃っているか等を確認しています。

2 法の許可申請の要否判定

図2-1-1を参照し、許可申請の要否を確認し、申請が必要な場合には、事前相談をお願いします。

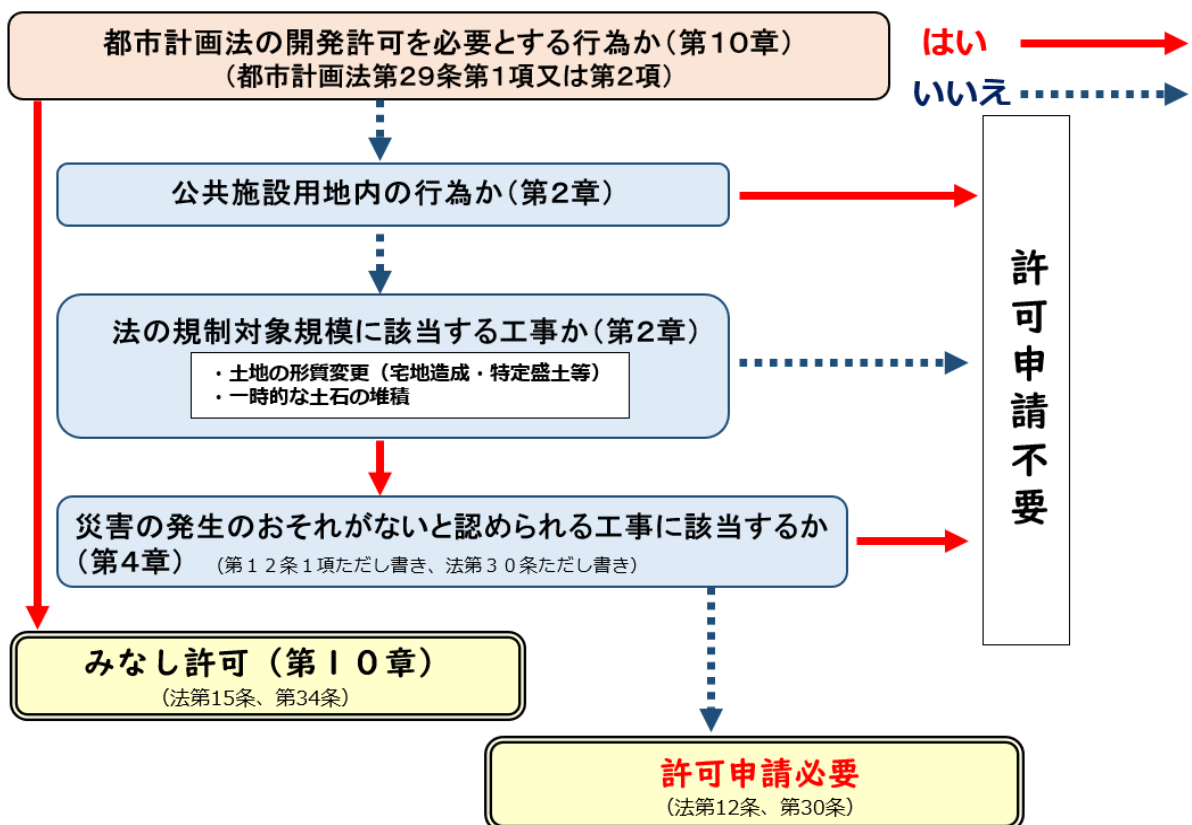


図2-1-1 法の許可申請の要否判定

第2章 事前相談

〈解説〉

1 事前相談の目的

法の許可申請の審査時点で、書類の不備が判明した場合、想定よりも審査に時間がかかることがあります。また、法の許可申請には手数料が必要であり、審査時点で許可不要工事であること等が判明した場合であっても、手数料を還付することはできません。

このような事態を避け、法の許可申請手続が円滑に進めるため、埼玉県では事前相談をお願いしております。

なお、関係法令の手続きに時間を要する工事や工事規模が大きいなどの場合には、当該工事の場所及び規模、工事主並びに工事施工者等が決まった段階で、早めに事前相談を行っていただくようお願いいたします。

2 事前相談の確認事項

事前相談は、主に次の事項について確認します。

- ①法の規制対象規模や許可対象規模の該当の有無
- ②許可申請に必要な書類の確認（形式面の確認）
- ③許可申請に必要な手数料の確認
- ④その他①～③に付随する相談（許可申請書の書き方等）

3 事前相談の方法

工事を計画する者は、事前相談書に必要な書類を添えて、事前相談を行ってください。

なお、事前相談では、初回から申請書類一式の提出を求めるものではありませんが、申請手続きの際に不備が発生しないよう随時必要となる書類（図面等）を用意する必要があります。

4 事前相談の流れ

事前相談から許可申請、審査、許可までの大まか流れは、図2-2-1のとおりです。

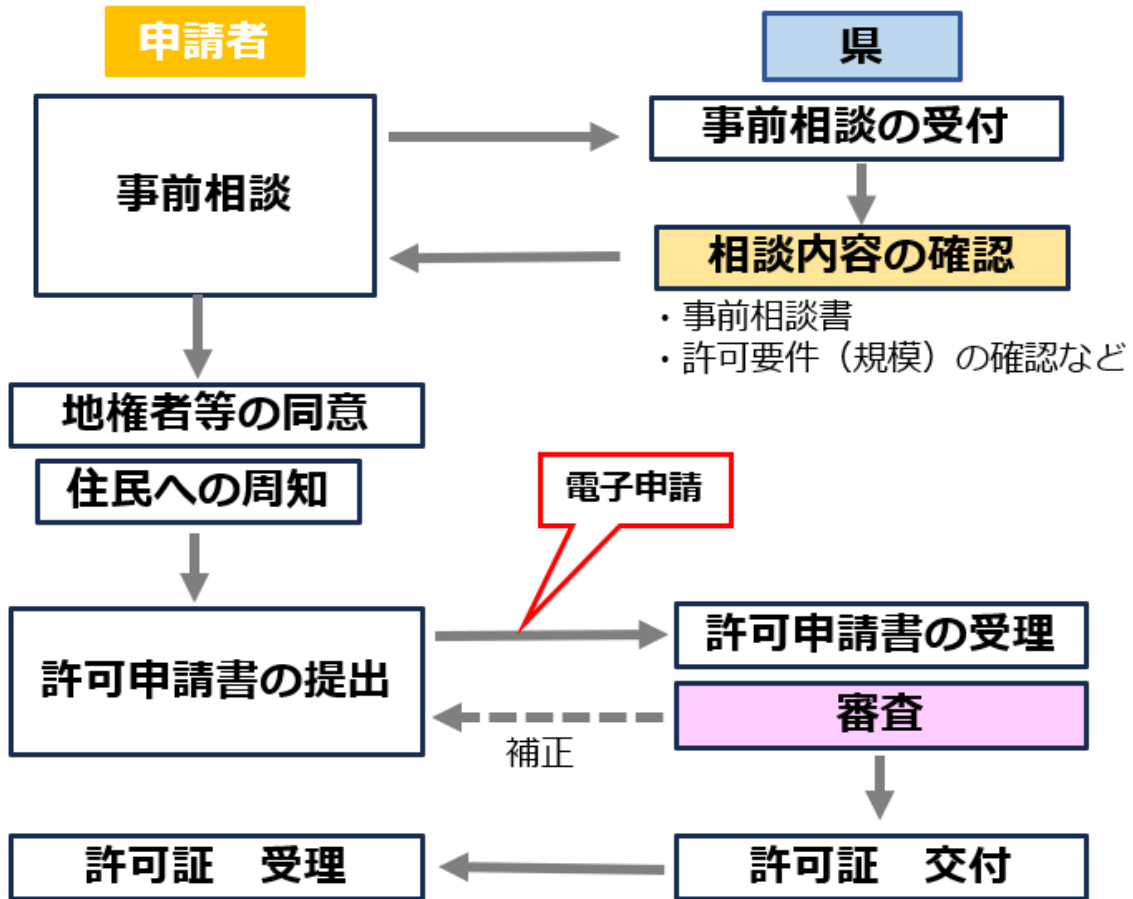


図 2-2-1 事前相談から許可までの流れ

第3章 許可申請書等の作成

(省令第7条、第63条、細則第2条)

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

省令第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	10,000分の1以上	
地形図	方位及び土地の境界線	2,500分の1以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	2,500分の1以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	2,500分の1以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	500分の1以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	50分の1以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項を示すことを要しない。

擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	50分の1以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	50分の1以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	50分の1以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	50分の1以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

三 令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

四 令第8条第1項第1号口の崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

五 第1号の表に掲げる図面（令第21条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類

六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第16条第3項第1号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

九 別記様式第三の資金計画書

十 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類

十一 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	10,000分の1以上	
地形図	方位及び土地の境界線	2,500分の1以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	500分の1以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	500分の1以上	

二 第32条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

三 第34条第1項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

七 別記様式第五の資金計画書

- 八 第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類
- 九 第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
- 十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請)

省令第63条 特定盛土等に関する工事について、法第30条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第7条第1項第1号から第11号までに掲げる書類
- 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第7条第2項第1号から第9号までに掲げる書類
- 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(許可申請書の添付書類)

細則第2条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。第9条において「省令」という。）第7条第1項第12号及び第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 土地の求積図
- 二 擁壁の展開図（擁壁を設置する場合に限る。）
- 三 排水施設の設計に係る書類（排水施設を設置する場合に限る。）
- 四 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として知事が別に定めるもの
- 五 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として知事が別に定めるもの
- 六 当該工事に係る土地の公図の写し
- 七 当該工事に係る土地の登記事項証明書
- 八 その他知事が必要と認める書類

〈審査基準〉

第3 許可申請に必要な添付書類（法第12条、第30条関係）

- 1 設計者が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）第7条第1項第5号、第63条第1項第1号）

省令第7条第1項第5号に定める「図面（令第21条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類」とは、次の表（表2-3-1）の「設計者の資格」の欄の区分に応じ、「設計者の資格を証する書類」の各欄に記載のある全ての書類とする。

表2-3-1 設計者の資格と必要な書類

No.	設計者の資格	設計者の資格を証する書類 (各欄に記載のある全ての書類)
1	大学において、土木又は建築に関する課程を卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者 (政令第22条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業証明書 ・ 実務経験証明書
2	短期大学(3年制)において、土木又は建築に関する課程を卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者(政令第22条第2号)	
3	短期大学、高等専門学校、旧専門学校令による専門学校において、土木又は建築に関する課程を卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者(政令第22条第3号)	
4	高等学校、中等教育学校、旧中等学校令による中等学校において、土木又は建築に関する課程を卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者(政令第22条第4号)	
5	土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者(省令第35条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地造成技術講習会修了証書 ・ 実務経験証明書
6	大学の大学院、専攻科、旧大学令による大学の大学院、研究科に1年以上在学し、土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者(建設省告示第1005号第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ・ 実務経験証明書

7	技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）の施行の際現に技術士で技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）の施行の際現に技術士で技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）を含む。))の資格を有する者（建設省告示第1005号第2号）	・技術士の資格証明書
8	一級建築士の資格を有する者（建設省告示第1005号第3号）	・一級建築士の資格証明書
9	上記1から8と同等の知識及び経験を有するもの	

2 土地所有者等の同意を得たことを証する書類（省令第7条第1項第10号、同条第2項第8号、第63条第1項第1号、同条第2項第1号）

省令第7条第1項第10号及び第2項第8号並びに第63条第1項第1号及び同条第2項第1号に定める法第12条第2項第4号又は法第30条第2項第4号の「（所有権等の）使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること」を証する書類は次のとおりとする。

(1) 同意者が個人の場合

- ① 同意書その他の土地所有者等の同意を得たことがわかる書類
- ② 同意者の住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類

(2) 同意者が法人の場合

- ① 同意書その他の土地所有者等の同意を得たことがわかる書類
- ② 同意した当該法人の登記事項証明書
- ③ 同意した当該法人の代表者の住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類

ただし、②の登記事項証明書については、申請者が行う法人番号等の提供により、県が当該登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。また、①において同意した当該法人の代表者印が押印された同意書が提出された場合は、③の書類の提出を要しない。

3 住民への周知の措置を講じたことを証する書類（省令第7条第1項第11号、同条第2項第9号、第63条第1項第1号、同条第2項第1号）

省令第7条第1項第11号及び第2項第9号並びに第63条第1項第1号及び第2項第1号に定める法第11条又は法第29条の規定に基づき「住民への周知」の措置を講じたことを証する書類は、周知措置報告書(工事を行う土地の所在地及び地番、周知期間・説明会開催日時、実施内容、住民からの意見等を記載したもの)とし、その報告書に次の表(表2-3-2)の「周知の方法」の欄の区分に応じて、「添付する資料」の各欄に記載した全ての資料を添付すること。

表 2-3-2 周知措置報告書に添付する資料

周知の方法	添付する資料（各欄に記載した全ての資料）
①説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・説明に使用した資料 ・説明会の開催結果の概要を記載した資料（説明内容や、説明に対する質疑等の内容がわかるもの） ・第2-1に基づき周知した範囲がわかる資料
②書面の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・配布した資料 ・第2-1に基づき周知した範囲がわかる資料
③工事内容の掲示及びインターネットへの掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示状況の写真 ・工事内容を掲載したWEBサイトのアドレスおよび掲載内容がわかるもの

4 資力及び信用があることを証する書類として知事が別に定めるもの（省令第7条第1項第12号、同条第2項第10号、第63条第1項第2号、同条第2項第2号、細則第2条第4号）

細則第2条第4号に定める「工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として知事が別に定めるもの」は、次のとおりとする。

- (1) 工事主が、次のいずれにも該当しないことを誓約する旨の記載がある書類
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ・法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (2) 工事主が個人の場合は、次に掲げる書類
 - ① 預金残高証明書又は融資を受けることを証明する書類
 - ② 所得税の前年度の納税証明書
- (3) 工事主が法人の場合は、次に掲げる書類
 - ① 預金残高証明書又は融資を受けることを証明する書類
 - ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ③ 法人税の前年度の納税証明書
 - ④ 事業経歴書（当該法人の沿革及び事業の概要その他の事業の経歴を明らかにする資料）

5 当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として知事が別に定めるもの（省令第7条第1項第12号、同条第2項第10号、第63条第1項第2号、同条第2項第2号、細則第2条第5号）

細則第2条第5号に定める「工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として知事が別に定めるもの」は、次のとおりとする。

- (1) 工事施行者が法人の場合は、次に掲げる書類
 - ① 登記事項証明書（全部事項証明書）
 - ② 工事施行者の工事実績（同種・同規模の工事等）
 - ③ 建設業の許可を受けている場合は、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- ただし、①の登記事項証明書については、工事主が自ら工事施行者となる場合、若しくは申請者が行う法人番号等の提供により、県が当該登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。
- (2) 工事施行者が個人の場合は、次に掲げる書類
 - ① 住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）又は運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類
 - ② 工事施行者の工事実績（同種・同規模の工事等）
 - ③ 建設業の許可を受けている場合は、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書

ただし、①の住民票の写し又は運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類については、工事主が自ら工事施行者となる場合には、添付することを要しない。

6 盛土をする場合に行う締固め、段切りの施工計画書（省令第7条第1項第12号、第63条第1項第2号、細則第2条第8号）

細則第2条第8号に定める知事が別に定める書類として、政令第7条第1項第1号イに定める締固めの施工計画（第4-1(1)の基準を満たすもの）及び同項第2号に定める段切り（第4-1(3)の基準を満たすもの）の施工計画を記載した書類を提出すること。

7 高さ2メートルを超える盛土をする場合に申請書に添付する書類（省令第7条第1項第12号、第63条第1項第2号、細則第2条第8号）

高さ2メートルを超える盛土をする場合は、細則第2条第8号に定める知事が別に定める書類として、次の書類を許可申請書に添付すること。

- (1) 盛土をする前の地盤が軟弱な地盤であるか否かを確認した書類。ただし、既往資料により確認できる場合は、その資料をもって調査に代えることができるものとする。
- (2) 盛土をする前の地盤が軟弱な場合は、詳細な土質調査の結果が記載されている報告書及びその結果を基にした安定計算書
- (3) (2)の安定計算書に記載された結果が安定性等に適合していない場合は、地盤改良などの対策の方法を記載した書類

〈解説〉

工事の許可を受けるにあたり、許可申請に必要な書類及び図面は、表2-3-3から表2-3-6のとおりです。

表 2-3-3 許可申請に必要な書類（土地の形質の変更）

繰り順	根拠規定	内容	備考	◎必須 ○該当 あれば
許可申請書				
1	省令第7条第1項 省令第63条第1項	<input type="checkbox"/> 許可申請書	様式第2	◎
土地付近状況写真				
2	省令第7条第1項第6号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 <input type="checkbox"/> 写真の撮影方向を示した平面図	※写真は土地の状況が分かるよう複数の角度から撮影。境界の状況も撮影	◎
土地所有者等の権利を有する者全ての同意を得たことを証する書類				
3	省令第7条第1項第10号 省令第63条第1項第1号 細則第2条第6号、第7号	<input type="checkbox"/> 当該工事に係る土地の公図の写し <input type="checkbox"/> 当該工事に係る土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 土地所有者等の同意を得たことを証する書類 ・同意書その他の土地所有者等の同意を得たことがわかる書類（同意証明書） ・同意者の住民票の写し（個人番号が記載されていないもの）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類 ・なお、同意者が法人の場合は、法人の登記事項証明書及び代表者の住民票の写し等 ！注意！個人番号が記載された書類は添付しないこと【添付禁止】	同意証明書（参考様式1） ※法人番号提供書（参考様式5）を提出する場合は法人の登記事項証明書の提出を省略可 ※解説P59～P61	◎
周辺住民への周知を行ったことを証する書類				
4	省令第7条第1項第11号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 住民への周知措置の報告書 <input type="checkbox"/> 周知の方法に応じた添付資料 ①説明会の開催 説明に使用した資料、開催結果の概要を記載した資料、周知した範囲がわかる資料 ②書面の配布 配布した資料、周知した範囲がわかる資料 ③工事内容の掲示等 掲示状況の写真、工事内容を掲載したWEBサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの	周知措置の報告書（参考様式2） ※周知の方法（左記①～③）に応じた資料を添付 ※周知が必要な範囲は審査基準第2-1の表 ※周知が必要な工事の内容は、審査基準第2-2の表 ※解説P45～P50	◎
工事主の確認書類				
5	省令第7条第1項第7号第8号 省令第63条第1項第1号	①工事主が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（個人番号が記載されていないもの）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類 ②工事主が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（全部事項証明書） <input type="checkbox"/> 役員の住民票の写し（個人番号が記載されていないもの）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類 ！注意！個人番号が記載された書類は添付しないこと【添付禁止】	※工事主が法人の場合の氏名及び住所を証する書類を求める役員の範囲は、法人登記事項証明書に記載の役員（監査法人は除く） ※代表取締役以外の役員の住民票の写し等の取扱いについて解説P54に記載あり ※法人番号提供書（参考様式5）を提出する場合は法人の登記事項証明書の提出を省略可 ※解説P51～P54	◎

綴じ順	根拠規定	内容	備考	◎必須 ○該当 あれば
工事主の資力・信用確認書類				
6	省令第7条第1項第9号第12号 省令第63条第1項第1号第2号 細則第2条第1項第4号	<input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 資力及び信用に関する誓約書 ① 工事主が個人の場合 <input type="checkbox"/> 預金残高証明書、融資を受けることを証する書類、又はその両方（合計額が資金計画書の支出を超えること） <input type="checkbox"/> 所得税の前年度の納税証明書 ② 工事主が法人の場合 <input type="checkbox"/> 預金残高証明書、融資を受けることを証する書類、又はその両方（合計額が資金計画書の支出を超えること） <input type="checkbox"/> 貸借対照表（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 損益計算書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 個別注記表（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 法人税の納税証明書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 事業経歴書	資金計画書（様式第3） 資力及び信用に関する誓約書（参考様式3） 事業経歴書（任意様式） ※事業経歴書は、当該法人の沿革及び事業の概要その他の事業の経歴を明らかにする資料（例：建設業許可申請における工事経歴書や会社の規模が分かる内容などを記載） ※解説P51～P54	◎
工事施行者の能力を証する書類				
7	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第2条第1項第5号	①工事施行者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（全部事項証明書） <input type="checkbox"/> 工事施行者の工事実績（同種・同規模工事等） <input type="checkbox"/> 建設業の許可を受けている場合は、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書 ②工事施行者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（個人番号が記載されていないもの）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類 ！注意！個人番号が記載された書類は添付しないこと【添付禁止】 <input type="checkbox"/> 工事施行者の工事実績（同種・同規模工事等） <input type="checkbox"/> 建設業の許可を受けている場合は、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書	工事施行者の工事実績（同種・同規模工事等）（参考様式4） ※法人番号提供書（参考様式5）を提出する場合は法人の登記事項証明書の提出を省略可 ※申請する工事と同種の工種（工事の一部工程も含む）であり、かつ、同規模以上の工事実績を記載 ※建設業許可通知書等は申請する工事に該当する業種区分を含むもの ※解説P55～P57	◎
設計者の資格を証する書類				
8	省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 卒業証明書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書 <input type="checkbox"/> 宅地造成技術講習会修了証書 <input type="checkbox"/> 大学院に1年以上在学したことの証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書（技術士又は1級建築士）	以下の施設を設置する場合は資格を有する者 ・高さ5mを超える擁壁 ・盛土又は切土をする面積が1,500㎡を超える土地における排水施設 ※必要書類は資格により異なる。審査基準第3-1の表のとおり ※解説P64～P68	○
軟弱地盤の確認				
9	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第2条第8号	<input type="checkbox"/> 軟弱地盤を判定する書面	高さ2m超の盛土をする場合に確認 ※地盤が軟弱な土地の判定は審査基準第4-1(6) ※解説P81～92 ※確認の結果、軟弱地盤の場合は「10 盛土の安定計算書」を提出	○

綴じ順	根拠規定	内容	備考	◎必須 ○該当 あれば
盛土の安定計算書				
10	省令第7条第1項第3号、 第4号、第12号 省令第63条第1項第1号第 2号 細則第2条第8号	<input type="checkbox"/> 土質試験その他の調査又は試験に基づく 盛土した後の地盤の安定計算書	以下の盛土をする場合 ・溪流等において高さ 15m超の盛土 ・谷埋め型大規模盛土 ・腹付け型大規模盛土 ・軟弱地盤において高さ2m超 の盛土 ・審査基準第4-1(8)の表に 該当する盛土高、のり面勾 配及び盛土材料に該当しない 場合	○
擁壁の構造計算書				
11	省令第7条第1項第2号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 擁壁の概要、構造計画、応力計算、断面算 定を記載した構造計算書	以下の擁壁の場合 ・鉄筋コンクリート造 ・無筋コンクリート造 ※高さが2mを超える擁壁 は、常時に加え中・大地震時 の検討が必要 ※国土交通大臣認定擁壁を使用 の場合、構造計算書の提出 は不要。別途、認定書の写し 等を提出 解説P96	○
排水能力を確認する書面				
12	細則第2条第1項第3号	<input type="checkbox"/> 排水計算書 <input type="checkbox"/> 排水末端の接続許可を証する書類	盛土規制法に基づく排水施設 を設置する場合において、そ の管渠の勾配及び断面積が、 排除すべき地表水等を支障な く流下させることができるこ とを確認 ※盛土規制法に基づく排水施 設とは、以下のとおり ①政令7条1項1号口の盛土 の内部に浸透した地表水等を 速やかに排除するための透水 層の設置②政令16条の盛土 又は切土する場合に地表水等 により盛土等及びその周辺の 土地の崖崩れや土砂の流出の 防止等のために設置する施設 ※解説P71～P72、P150～P163	○
盛土の施工計画書				
13	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第2条第8号	<input type="checkbox"/> 締固め及び段切りの施工計画書	※盛土を行う場合（施工にお ける締固め管理を示し、締固 め度90%以上となるよう施 工） ※勾配15度（約1:4）以上の 原地盤に盛土する場合は、審 査基準第4-1(3)による形状 の段切りの措置を示すこと ※解説P69～P70、P78～P79 ※施工計画書記載例（本手引 参考3）	○ ※切土 のみ行 う場合 は必要 なし

表 2-3-4 許可申請に必要な図面（土地の形質の変更）

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	◎必須 ○該当 あれば
1	位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 道路及び目標となる地物 	1/10,000 以上		◎
2	地形図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする ※市町の都市計画図・白図も可（地点の標高点あり）	◎
3	土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 盛土又は切土をする土地の部分 崖 擁壁 崖面崩壊防止施設 排水施設 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留 崖面以外の地表面の保護 	1/2,500 以上	以下の項目を平面図に付すこと <ul style="list-style-type: none"> 断面図と照合できる記号 崖面以外の地表面の保護（植栽、芝張り等）の措置を行う必要がない場合はその旨 解説P146～149 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できる番号 	◎
4	土地の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 盛土又は切土をする前後の地盤面 	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について複数断面（縦断方向・横断方向） ※申請書に記載する最大の盛土又は切土の高さがわかる箇所の断面図は必須（原地盤高と計画高を明示）	◎
5	排水施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設の位置、種類、材料 排水施設の形状、内法寸法及び勾配 水の流れの方向 吐口の位置 放流先の名称 	1/500 以上	※盛土規制法に基づく排水施設とは、以下のとおり ①政令7条1項1号口の盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除するための透水層の設置 ②政令16条の盛土又は切土する場合に地表水等により盛土等及びその周辺の土地の崖崩れや土砂の流出の防止等のために設置する施設 ※排水施設の接続においては、放流先の施設管理者と協議等、必要な調整を行うこと	○
6	崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 崖の高さ及び勾配 土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） 盛土又は切土をする前の地盤面 崖面の保護の方法 	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない	○
7	擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法及び勾配、鉄筋かぶり寸法 擁壁の材料の種類及び寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 配筋図（鉄筋量） 	1/50以上	擁壁の背面土と前面土の高さが分かるように地盤高を明示 擁壁構造計算で使用した許容応力度や背面土の土質、土質係数、地盤の設計支持力を明示	○
8	擁壁の背面図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の高さ 水抜穴の位置、材料及び内径 透水層の位置及び寸法 	1/50以上		○
9	擁壁の展開図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁基礎の寸法 擁壁の位置及び寸法 	指定なし	擁壁を設置する場合	○
10	崖面崩壊防止施設の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 施設の寸法及び勾配 施設の材料の種類及び寸法 施設を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質 透水層の位置及び寸法 	1/50以上		○

綴 じ 順	図面の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考	◎必須 ○該当 あれば
11	崖面前壊防止 施設の背面図	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の寸法 ・水抜穴の位置 ・材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法 	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること	○
12	土地の 求積図	申請に係る土地及びその区域	指定なし		◎

表 2-3-5 許可申請に必要な書類（土石の堆積）

綴り順	根拠規定	内容	備考	◎必須 ○該当 あれば
1	許可申請書			
	省令第7条第2項 省令第63条第2項	<input type="checkbox"/> 許可申請書	様式第4	◎
2	土地付近状況写真			
	省令第7条第2項第4号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 <input type="checkbox"/> 写真の撮影方向を示した平面図	※写真は土地の状況が分かるよう複数の角度から撮影。境界の状況も撮影	◎
3	土地所有者等の権利を有する者全ての同意を得たことを証する書類			
	省令第7条第2項第8号 省令第63条第2項第1号 細則第2条第6号、第7号	<input type="checkbox"/> 当該工事に係る土地の公図の写し <input type="checkbox"/> 当該工事に係る土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 土地所有者等の同意を得たことを証する書類 ・同意書その他の土地所有者等の同意を得たことがわかる書類（同意証明書） ・同意者の住民票の写し（個人番号が記載されていないもの）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類 ・なお、同意者が法人の場合は、法人の登記事項証明書及び代表者の住民票の写し等 ！注意！個人番号が記載された書類は添付しないこと【添付禁止】	同意証明書（参考様式1） ※法人番号提供書（参考様式5）を提出する場合は法人の登記事項証明書の提出を省略可 ※解説P59～P61	◎
4	周辺住民への周知を行ったことを証する書類			
	省令第7条第2項第9号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 住民への周知措置の報告書 <input type="checkbox"/> 周知の方法に応じた添付資料 ①説明会の開催 説明に使用した資料、開催結果の概要を記載した資料、周知した範囲がわかる資料 ②書面の配布 配布した資料、周知した範囲がわかる資料 ③工事内容の掲示等 掲示状況の写真、工事内容を掲載したWEBサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの	周知措置の報告書（参考様式2） ※周知の方法（左記①～③）に応じた資料を添付 ※周知が必要な範囲は審査基準第2-1の表 ※周知が必要な工事の内容は、審査基準第2-2の表 ※解説P45～P50	◎
5	工事主の確認書類			
	省令第7条第2項第5号第6号 省令第63条第2項第1号	①工事主が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（個人番号が記載されていないもの）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類 ②工事主が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（全部事項証明書） <input type="checkbox"/> 役員の住民票の写し（個人番号が記載されていないもの）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類 ！注意！個人番号が記載された書類は添付しないこと【添付禁止】	※工事主が法人の場合の氏名及び住所を証する書類を求める役員の範囲は、法人登記事項証明書に記載の役員（監査法人は除く） ※代表取締役以外の役員の住民票の写し等の取扱いについて解説P54に記載あり ※法人番号提供書（参考様式5）を提出する場合は法人の登記事項証明書の提出を省略可 ※解説P51～P54	◎

綴り順	根拠規定	内容	備考	◎必須 ○該当 あれば
6	工事主の資力・信用確認書類			
	省令第7条第2項第7号第10号 省令第63条第2項第1号第2号 細則第2条第1項第4号	<input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 資力及び信用に関する誓約書 ① 工事主が個人の場合 <input type="checkbox"/> 預金残高証明書、融資を受けることを証する書類、又はその両方（合計額が資金計画書の支出を超えること） <input type="checkbox"/> 所得税の前年度の納税証明書 ② 工事主が法人の場合 <input type="checkbox"/> 預金残高証明書、融資を受けることを証する書類、又はその両方（合計額が資金計画書の支出を超えること） <input type="checkbox"/> 貸借対照表（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 損益計算書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 個別注記表（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 法人税の納税証明書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 事業経歴書	資金計画書（様式第3） 資力及び信用に関する誓約書（参考様式3） 事業経歴書（任意様式） ※事業経歴書は、当該法人の沿革及び事業の概要その他の事業の経歴を明らかにする資料（例：建設業許可申請における工事経歴書や会社の規模が分かる内容などを記載） ※解説P51～P54	◎
7	工事施行者の能力を証する書類			
	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第2条第1項第5号	①工事施行者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（全部事項証明書） <input type="checkbox"/> 工事施行者の工事実績（同種・同規模工事等） <input type="checkbox"/> 建設業の許可を受けている場合は、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書 ②工事施行者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（個人番号が記載されていないもの）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類 ！注意！個人番号が記載された書類は添付しないこと【添付禁止】 <input type="checkbox"/> 工事施行者の工事実績（同種・同規模工事等） <input type="checkbox"/> 建設業の許可を受けている場合は、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書	工事施行者の工事実績（同種・同規模工事等）（参考様式4） ※法人番号提供書（参考様式5）を提出する場合は法人の登記事項証明書の提出を省略可 ※申請する工事と同種の工種（工事の一部工程も含む）であり、かつ、同規模以上の工事実績を記載 ※建設業許可通知書等は申請する工事に該当する業種区分を含むもの ※解説P55～P57	◎
8	土石の崩壊防止措置の設計書			
	省令第7条第2項第2号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 構台等の設計書 <input type="checkbox"/> 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画書 <input type="checkbox"/> 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画書	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合 ※解説P164～P168	○
9	土砂流出防止措置の設計書			
	省令第7条第2項第3号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 鋼矢板の設計書 <input type="checkbox"/> 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画書 <input type="checkbox"/> 土石の傾斜部の安定化に関する計画書	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合 ※解説P164～P168	○

表 2-3-6 許可申請に必要な図面（土石の堆積）

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	◎必須 ○該当 あれば
1	位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 道路及び目標となる地物 	1/10,000 以上		◎
2	地形図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする こと※市町の都市計画図・白図も可（地点の 標高点あり）	◎
3	土地の 平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 作業構台等 空地の位置 柵等の位置 排水施設（側溝等） 土砂の流出防止措置 	1/500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合でき るように記号を付すること 空地、雨水その他の地表水による堆積した 土石の崩壊を防止するための措置及び堆積 した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止す る措置については、申請書と照合できるよ うに番号を付すること	◎
4	土地の 断面図	<ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う土地の地盤面 	1/500以上	高低差の著しい箇所について複数断面（縦 断方向・横断方向） ※申請書に記載する最大の堆積高さがわか る箇所の断面図は必須（原地盤高と計画高 を明示）	◎
5	土地の 求積図	<ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う土地の部分 	指定なし		◎

第4章 標準処理期間

(標準処理期間)

行政手続法第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

〈解説〉

1 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常必要となる標準的な期間のことです。

埼玉県においては、表2-4-1のとおり設定しています。

2 処理期間に算入されない期間

次のような期間は、処理期間に算入されません。

- ①申請を補正するために要する期間
- ②行政庁又は経由機関の執務が行われない休日（土曜日、日曜日、12月29日から1月3日まで、国民の祝日に関する法律で定める休日）
- ③申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間
- ④審査のために必要なデータを追加するための期間

表2-4-1 標準処理期間

工事内容		条文	標準処理期間
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可	1 安定計算・構造計算を要しないもの	法12条1項 法30条1項	30日
	2 安定計算・構造計算を要するもの		51日
土石の堆積に関する工事の許可			14日
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更許可	1 安定計算・構造計算を要しないもの	法16条1項 法35条1項	30日
	2 安定計算・構造計算を要するもの		51日
土石の堆積に関する工事の計画の変更許可			14日
宅地造成又は特定盛土等に係る証明書の交付	1 法12条等に基づき許可を受けたもの	法施行規則88条	10日
	2 1以外の場合		20日

第5章 許可申請手数料

〈解説〉

工事の許可等の申請に当たっては、埼玉県手数料条例別表に定める手数料を、埼玉県電子申請・届出サービスにて納入します。

手数料の額は手続きの種類によって表2-5-1から表2-5-3のとおりです。

表 2-5-1 許可申請の手数料（土地の形質の変更）

(1) 工事の許可（法第12条第1項、第30条第1項）	
盛土又は切土をする土地の面積	手数料
500 m ² 以内	16,000 円
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	28,000 円
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	40,000 円
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	58,000 円
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	73,000 円
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	97,000 円
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	150,000 円
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	230,000 円
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	362,000 円
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	516,000 円
100,000 m ² 超	670,000 円
(2) 工事の変更許可（法第16条第1項、第35条第1項）	
変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、合算した額が670,000円を超えるときは、その手数料の額は670,000円とする	
項目	手数料
(イ) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更 (ロのみに該当する場合を除く。)	盛土等の土地の面積（ロに規定する変更に伴う場合にあつては変更前の盛土等の土地の面積、盛土等の土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土等の土地の面積）に応じ「(1) 工事の許可」に定める額に10分の1を乗じて得た金額
(ロ) 新たな土地の盛土等の土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更	新たに編入される盛土等の土地の面積に応じ「(1) 工事の許可」に定める金額
(ハ) その他の変更	11,000 円

表 2-5-2 許可申請の手数料（土石の堆積）

(1) 工事の許可（法第 12 条第 1 項、第 30 条第 1 項）	
土石の堆積をする土地の面積	手数料
500 m ² 以内	12,000 円
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	15,000 円
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	19,000 円
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	23,000 円
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	30,000 円
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	34,000 円
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	42,000 円
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	57,000 円
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	77,000 円
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	112,000 円
100,000 m ² 超	134,000 円
(2) 工事の変更許可（法第 16 条第 1 項、第 35 条第 1 項）	
変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、合算した額が 134,000 円を超えると きは、その手数料の額は 134,000 円とする	
項目	手数料
(イ) 土石の堆積に関する工事の 設計の変更 (ロのみに該当する場合を除 く。)	土石の堆積をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合 にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆 積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆 積をする土地の面積）に応じ「(1) 工事の許可」に定める額に 10 分の 1 を乗じて得た金額
(ロ) 新たな土地の土石の堆積を する土地の編入に係る工事 の設計の変更	新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ「(1) 工 事の許可」に定める金額
(ハ) その他の変更	11,000 円

表 2-5-3 許可申請の手数料（適合証明書）

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明書の交付手数料（省令第 8 8 条）	
(イ) 盛土規制法第 1 2 条 1 項等の許可を受けた工事	1,200 円
(ロ) (イ) 以外の場合	6,400 円

※ 工事の変更の許可に係る手数料は、変更の内容によって異なります。なお、「土地の面積」とは、土地の形質の変更又は土石の堆積をする土地の面積をいいます。(許可申請書の「5 土地の面積」ではありません。)

①土地の面積が変わらない場合

変更前の土地の面積に応じて、許可申請手数料の 1/10 の額

【具体例】※宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

許可申請時 1,000 m²の土地で、変更申請後も面積が変わらない場合

変更許可手数料：28,000 円 (許可申請手数料) ×1/10=2,800 円

②土地の面積が増加するが、変更前の土地に係る当初許可の工事の設計変更がない場合

増加した土地の面積に応じて、新規の許可申請手数料と同額

【具体例】※宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

変更前 1,000 m²の土地で、増加する土地の面積が 4,000 m²の場合

変更許可手数料：73,000 円

③土地の面積が増加するとともに、変更前の土地に係る当初許可の工事の設計変更がある場合

(1) 変更前の土地の面積に応じて、許可申請手数料の 1/10 の額

(2) 増加した土地の面積に応じて、新規の許可申請手数料と同額

(1) と (2) を合算した額が変更許可申請手数料となります。

【具体例】※宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

許可申請時 1,000 m²の土地で、変更申請時に増加した土地の面積が 4,000 m²の場合

(許可申請時：1,000 m²+増加面積：4,000 m²=合計 5,000 m²)

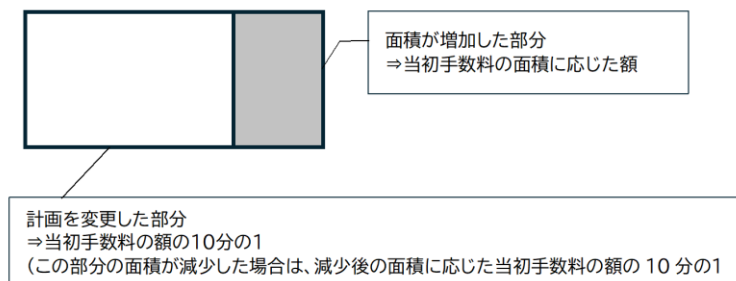
(1) 許可申請手数料の 1/10 の額

28,000 円 (許可申請手数料) ×1/10=2,800 円

(2) 増加した土地の面積に応じた新規許可申請手数料：73,000 円

変更許可申請手数料：2,800 円+73,000 円=75,800 円

(※工事の変更の許可に係る手数料のイメージ図)



④土地の面積が減少する場合

変更後の土地の面積に応じて、許可申請手数料の 1/10 の額

【具体例】※宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

許可申請時 1,000 m²の土地で、変更申請時に 800 m²となった場合

(許可申請時：1,000 m²-減少面積：200 m²=変更申請時：800 m²)

変更許可手数料：28,000 円 (変更後の土地の面積に応じた許可申請手数料) ×1/10=2,800 円

第6章 許可情報の公表

(法第12条第4項、第30条第4項)

(宅地造成等に関する工事の許可) ※宅造区域

法第12条

4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可) ※特盛区域

第30条

4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法) ※宅造区域

省令第9条 法第12条第4項(法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

省令第10条 法第12条第4項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表の方法) ※特盛区域

省令第64条 法第30条第4項(法第35条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、第9条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

省令第65条 法第30条第4項の主務省令で定める事項は、第10条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第1号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

〈解説〉

1 許可情報の公表

許可権者は、工事の許可をしたとき、許可を行った工事に関する事項を公表するとともに、関係市町村長に通知します。

なお、公表は、「1項を許可したとき」に必要な手続きであるため、開発許可によるみなし許可の場合は適用されません。

2 公表の方法と公表事項

公表の方法は、インターネットを基本とします。

公表事項は次のとおりです。

- ①宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
(特盛区域にあっては「特定盛土等又は土石の堆積」)
- ②工事の許可年月日及び許可番号
- ③工事施行者の氏名又は名称
- ④工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑤盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

なお、申請内容について変更があった場合には、変更後の内容で公表します。

3 公表期間

公表の期間は、「許可後」から「工事完了後の既存盛土等調査の結果として盛土等の位置等に関する情報を引き継ぐ」までの期間です。